

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月27日

静岡県監査委員	青	木	清	高
静岡県監査委員	城	塚		浩
静岡県監査委員	和	田	篤	夫
静岡県監査委員	曳	田		卓

1 包括外部監査の特定事件

平成30年度

「指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」

2 措置進捗状況の内容

別冊のとおり

平成 30 年度包括外部監査結果に基づく措置

注)表中「監査結果」欄の見出し記号は、平成 30 年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
A 総論						
意見	<p>①『手引』のあり方について 『手引』が県のホームページにおいて、広く一般に開示されている以上、県民は、この『手引』に従って指定管理者制度導入施設の適切な管理運営が行われていることを期待するであろう、と考えるのであれば、準拠性はある程度強く求めていくべきである。指定管理者制度が導入から 10 年以上が経過し、制度としてはかなり成熟化していることや、制度導入施設もほぼ固定化していることを考えれば、いわゆる、初心者向けのガイドブックといったものよりも、静岡県におけるルールブックといったものとして、位置付けていくべきではないだろうか。</p> <p>また、ルールの中にも重要性の程度があつて、厳守すべきルールと、努力目標的なルールがあるとすれば、重要性の高いものについて確実な運用を図るための点検チェックシートを作成し、各担当課によるセルフチェックと行政経営課への報告の仕組みを検討すべきである。</p>	P21	措置 対応中	<p>指定管理者制度は、法定による詳細な規定がないため、標準的な手続を示したものとして『手引』を作成している。その中でも、募集期間や評価委員会の実施時期など具体的に期間や期日を明記している項目は重要な事項と考えており、準拠すべきルールとして位置付け、各担当課に点検チェックシートによるセルフチェックと行政経営課への報告を求め、準拠性を高めていく。</p>	令和 2 年 3 月	行政 経営課
意見	<p>②ホームページの管理(募集期間など) 県のホームページで、指定管理者制度導入施設に関する情報は行政経営課がまとめて所管し、施設ごとに指定管理者の募集状況や、指定管理者の選定や評価の結果が掲載されている。このホームページを見れば、指定管理者の募集期間(募集要項の配布から申請受付終了日まで)が短い施設や評価委員会の実施時期が遅い施設、また、評価委員会の議事録を公表していない施設など、『手引』の運用状況がよくわかる。</p> <p>行政経営課は、こうした『手引』通りの運用ができていない施設が多い状況がそのまま情報発信されていること</p>	P22	措置 完了	<p>ホームページへの掲載手続きについては、年度当初の担当者向け説明会において、包括外部監査結果の説明と点検チェックシートの配布により、『手引』に則った運用を各担当課に周知徹底した。</p> <p>今後は、ホームページに情報を掲載する際に、『手引』に則った運用がされていない場合は、改善するよう各担当課に対して指導助言し、適切な情報発信を図っていく。</p>		行政 経営課

	に問題意識をもって、ホームページの掲載にあたり、『手引』の運用状況をチェックし、適切に指導助言すべきである。					
意見	<p>③指定管理者の年度評価の実施時期について</p> <p>『手引』では、指定管理者の「年度評価は、当該年度の年度内あるいは遅くとも次年度6月頃までに実施」することとしている。</p> <p>年度評価という以上、指定管理業務の収支状況も含め年度末までの状況を評価すべきであり、対象年度の年度内に実施するというのは、理論的にもおかしい。PDCAサイクルを徹底するために、年度評価をできるだけ早い時期に実施すべきであることを明記するとともに、「次年度6月頃まで」といった曖昧な表現をやめて、「次年度の6月末までに実施すること」と表現を見直すべきである。</p> <p>さらに、年度評価の実施時期に対する準拠性が低い点については、年度評価が形骸化している表れとして深刻に受け止めてほしい。行政経営課は、各担当課に周知徹底するとともに、①に既述した各担当課から行政経営課への報告の仕組みを検討すべきである。</p>	P22	措置 対応中	<p>今後、年度評価の実施時期については、「次年度の6月末までに実施する」と、『手引』の表現を見直すとともに、①に記載した行政経営課への報告の仕組みを検討し、『手引』に則った運用の徹底を図っていく。</p>	令和2年 3月	行政 経営課
意見	<p>④指定管理者の評価の公表について</p> <p>『手引』では、議事録も公表することになっているが、実際に公表している施設・担当課は少ない。議事録を公表する意義を再検討し、場合によっては、評価結果の記載内容を充実させることで、議事録の公表を不要とするルールの見直しを検討すべきである。</p> <p>また、評価結果のまとめ方(点数・ランクのつけ方や、外部評価委員からのコメントや提言の記載方法)も、担当課によってバラバラで統一感が全くないが、評価結果を公表する目的を考えれば、県民がより理解しやすいよう見直しを求めたい。</p>	P23	措置 対応中	<p>議事録の公表については、全文又は審議経過を明確にした議事要旨を公表することを『手引』に明記し、その徹底を図っていく。</p> <p>また、評価結果の公表については、県民がより理解しやすいよう、公表様式のひな型を検討し、記載項目の統一や内容の標準化を図っていく。</p>	令和2年 3月	行政 経営課
意見	<p>⑤独立性について</p> <p>『手引』において、独立性の要件定義が弱く、運用上も確実にチェックされたかどうかの事後検証ができない。行政経営課はチェックリストや委員への確認状のひな型を用意して、各担当課に作成・保存を徹底させるべきである。</p>	P23	措置 対応中	<p>独立性の具体的な要件定義を検討した上で、該当有無を確認する様式のひな型を作成し、各担当課における確認・保存の徹底を図っていく。</p>	令和2年 3月	行政 経営課

意見	<p>⑥指定管理者の申請者を増やすための取組みについて</p> <p>行政経営課では「ふじのくに施設紹介フェア」を開催し、県内市町の施設も含めてPRを図ろうとしているものの、直近3年度の状況は、ほとんどの市町が参加していない。参加市町をもっと積極的に増やしていくことで、市町を通じて、市町の指定管理者や過去の申請企業・団体へのアナウンスを拡大させるべきである。</p> <p>また、企業・団体を探す方法としては、(一社)指定管理者協会の会員への呼びかけも有効に思えるが、同協会の会員数は平成30年8月時点で49団体とあまり多くない。</p> <p>申請者の少ない施設の担当課が、近隣の都道府県や市町の同種施設で指定管理業務を行っている企業・団体を調べ、「ふじのくに施設紹介フェア」の案内先に加えることも必要である。</p>	P23	<p>今年度の「ふじのくに施設紹介フェア」の開催にあたっては、以下の取組を行い、市町及び企業・団体へのアナウンスを拡充した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町への参加案内 ・参加市町及び県施設担当課への案内、企業・団体の照会 ・庁舎管理業務の入札参加資格者から参加の可能性が見込まれる企業・団体を抽出し、新たに案内先に追加 <p>これにより、令和元年度の参加企業・団体は43団体(75人)となり、前年度から10団体(29人)の増加が図られた。</p>		行政経営課
意見	<p>⑦モニタリングや視察時のチェックリストの整備について</p> <p>モニタリングや視察時のチェックリストの整備を進めるべきであり、それを円滑に進めるために、まず、行政経営課に、既に整備・運用されている施設のチェックリストを参考に標準的なチェック項目をまとめたひな型を作り、各担当課に展開することを求めたい。</p> <p>なお、指定管理業務には、指定管理者が自ら実施するものと、他の専門業者に再委託するものに分けられるが、上記のチェックリストは、指定管理者が交代した場合などに、その境界線が変わってもチェックすべき項目が抜け落ちないように、指定管理業務全体を網羅するように作成しておくべきである。</p>	P24	<p>各施設で運用されているチェックリストを参考に、標準的なひな型を作成し、各施設での活用を図っていく。なお、再委託されている業務も含めた指定管理業務全体を網羅するよう、チェック項目を検討する。</p>	令和2年 3月	行政経営課

意見	<p>⑧修繕計画の策定について</p> <p>静岡県ほとんどの指定管理者制度導入施設における修繕費の負担区分は、原則として、1件30万円未満の修繕は指定管理者、30万円以上の修繕については県が負担することが協定により定められている。今回、指定管理者の修繕の実施状況を確認したところ、施設の安全性や施設利用者への影響などから緊急対応が必要な修繕において、基本協定では、県が修繕を行うことが定められているが、指定管理者が県に協議を行い、修繕を実施している事案が発見された。</p> <p>施設の運営に当たって、このような緊急対応事案が発生することは理解できるが、あらかじめ協定に定めた負担区分と異なる例外的な対応として位置づけられるべきものであり、定期的な修繕の実施等により事案の発生を抑制していくことが可能と考える。</p> <p>今後、施設の老朽化により、同様な事案の増加が懸念されることから、各施設の現況を反映するための調査を実施し、修繕計画を策定の上、修繕計画に基づいた定期修繕を行うべきである。</p>	P25	検討中	<p>これまで、総合庁舎について、県有建築物長寿命化指針(H27策定)に基づき、劣化状況や危険箇所を把握の上、中期の修繕計画をまとめた「中期維持保全計画」を作成し、計画的な保全の導入・実施を進めてきた。</p> <p>今後、指定管理者が管理する施設についても、同様の取組を検討していく。</p>	令和2年3月 行政経営課
----	--	-----	-----	---	-----------------

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
B 静岡県男女共同参画センター						
意見	<p>①指定管理者の選定について</p> <p>指定管理期間の第1期は3者が応募したが、第2～4期は1者応募の状況にある。県男女共同参画センターの運営が主な業務であり、貸会議室運営は副次的な業務であるため、応募者が男女共同参画事業に関する運営ノウハウをもつ者に限られてしまう傾向にあることからやむを得ない面もあると考えられる。</p> <p>しかしながら、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間が、第2期(42日間)、第3期(17日間)、第4期(26日間)となっており、新たに応募しようとする者にとって十分な検討期間が確保されているとはいえず、参入障壁となっている可能性があると考えられる。</p> <p>指定管理料の決定と議会日程の関係で、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間が決定されるとはいえ、新たに応募しようとする者にとって十分な検討期間が確保されるよう配慮すべきである。</p>	P34	措置 対応中	<p>指定管理者の募集については、募集前に行政経営課が開催する「ふじのくに施設紹介フェア」に参加するなど、必要な情報等を提供しているところであるが、より広く参入の可能性を高めるためにも、次期募集においては、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間を十分に確保する。</p>	令和4年 10月	男女共同 参画課
意見	<p>②指定管理者の業務のモニタリングについて</p> <p>現在のところ視察(県による施設点検)マニュアルは公式のものではなく、数年で担当が交代することを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましい。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。</p>	P34	措置 完了	<p>営繕企画課が施設管理担当者向けに作成した「公共建築物保全マニュアル」の「施設管理者のための日常点検チェックリスト」を施設巡視時に利用することとした。</p> <p>また、今後、行政経営課が施設管理者のための簡易的なチェックリストを作成する予定であるため、内容を確認の上、併せて活用していく。</p>		男女共同 参画課

意見	<p>③個人情報の管理方法の見直しについて</p> <p>個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が連携して、次の対応をしていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検 ・指定管理者によるチェック(方法・時期等)の総点検 ・個人情報取扱規程の整備 ・担当課によるチェック(方法・時期等)の総点検 ・チェック記録の整備 	P34	措置対応中	<p>監査結果報告書を受けて、総務省ガイドライン等を参考に、指定管理者に対し現地調査を実施したところ、個人情報の取扱いについて、問題がなかったことを確認した。</p> <p>今後は、個人情報取扱規程等の整備を進めるよう、指定管理者に対し、必要な助言等を行っていく。</p>	令和元年 11月	男女共同 参画課
意見	<p>④指定管理者の目標指標について</p> <p>指定管理者の主な業務内容は、県男女共同参画事業であり、貸会議室運営は副次的な業務であるが、指定管理者の目標指標を「施設の全体利用率 75%以上、利用者満足度 95%以上」のみとしている。第2次県男女共同参画基本計画で、「県男女共同参画センター「あざれあナビ」へのアクセス件数」を行政活動指標としていることから、貸会議室の運営に関する指標のみを目標指標とするのは、指標として適合していないと考える。施設の設置目的や指定管理者の業務に適合した目標指標を設定することが望ましいと考える。</p>	P35	措置完了	<p>監査結果報告書のとおり、県第2次男女共同参画基本計画の指標として、「あざれあナビ」へのアクセス件数を掲げており、指定管理者の業務に適合した目標指標と考えられるため、次回指定管理者公募時に、目標指標として設定することとした。</p>		男女共同 参画課
意見	<p>⑤外部評価委員会の評価結果について</p> <p>現在、指定管理者外部評価委員会において、県の管理に関する指摘等があった場合、県が対応する案件である旨を委員に説明し、講評には含めていない。</p> <p>指定管理者の評価が本来の目的であるため、指定管理者に対する講評のみで足りるが、県の管理に対する講評を掲載し、県の取組姿勢を県民に示すことも有益と考える。</p>	P35	検討中	<p>指定管理者外部評価委員会での県の管理に関する指摘等については、指定管理者に対する評価と併せて、県民に対して示すことが有効とも考えられるため、講評として掲載するかどうか検討する。</p>	令和元年 10月	男女共同 参画課

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期・完了予定時期	担当課
区分	内容					
C 静岡県県民の森施設						
意見	<p>①利用者数の目標について</p> <p>当該施設は、利用者数ではなく、利用料金収入を目標に設定しており、利用者数は宿泊客のみをカウントし、日帰り客は対象となっていない。しかし、設置目的や施設内容に照らせば、どれだけ多くの収入を獲得したのかということよりも、どれだけ多くの県民に利用されているのかということの方が、より重要なポイントではないかと思われる。</p> <p>したがって、担当課は、利用者数のカウント対象に日帰り客も加えると共に、利用者数についても目標を設定し、指定管理者とともに利用者数の増加を図る努力をするべきである。</p>	P44	措置対応中	<p>現在、日帰り客を含めた施設利用者数は、平成15年から17年までの調査実績を基に宿泊者数に対する日帰り客の割合から参考値として算出している。</p> <p>施設利用者数の適切な算出方法等について再度検証した上で、次期指定管理協定更新時(現協定は令和4年3月31日まで)に静岡県県民の森施設における管理運営業務の基準に示している経営努力目標に、日帰り客も含めた利用者数を年間利用者目標値に設定することとした。</p> <p>また、②施設のあり方を検討する中で利用者のニーズに沿った施設の集中化と老朽化施設の更新を行い、利用満足度を高めていくなど、指定管理者とともに利用者数増加に向けた取組を進める。</p>	令和2年3月	環境ふれあい課
意見	<p>②施設のあり方について</p> <p>当該施設は、利用者を特に限定することなく、広く一般県民が野外活動に利用することを目的にしているが、利用者は毎年4,000人前後にとどまっている。</p> <p>一方で「施設全体の収支差額合計」は、最終的に税金で賄われている維持管理コストであるが、毎年約40,000千円が経常的に費やされ、修繕費が膨らむと税金負担はさらに重くなる。この結果、当該施設は、利用者1人当たりの税金負担が割高な施設になっている。</p>	P44	検討中	<p>平成30年度から県と指定管理者で『「県民の森」満足度向上に向けた施設の集中化等のための検討会』を開催し、既存施設の集中化や利用形態の変更等の中長期的な見直しを行っている。昨年度は検討会を3回開催し、現状把握、施設の洗い出し、検討項目の整理を行った。</p> <p>今年度も引き続き検討会を開催し、個々の施設</p>	令和2年3月	環境ふれあい課

<p>平成 22 年度に実施された事業仕分けで静岡県県民の森施設管理運営費が「要改善」の結果を受け、施設の存続の要否が検討されたが、野外レクリエーションの場として今後も宿泊施設として運営することが望ましいとの結論となった経緯がある。</p> <p>建物木造部の腐食や各種設備の経年劣化が進んでおり、今後、修繕費が増加することが予想される。担当課も中長期的な修繕計画の策定が必要であるという認識を持っているが、まず、どれだけ多くの県民に当該施設が有する価値を提供することができるのかといった視点で、施設のあり方をもう一度議論すべきと考える。</p>		<p>の方向性を決定して、年度内に県民の森に関する整備方針及び再整備計画を作成していく。また、再整備計画を作成するに当たり、地元住民や静岡市の意見を聞く場を設け、当該施設のあり方と利用価値を議論して、利用促進につなげていく。</p>		
---	--	--	--	--

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
D 静岡県コンベンションアーツセンター						
意見	<p>①施設の利用状況(稼働率)の把握について</p> <p>直近5年間における施設全体の稼働率は、概ね8割を確保している。</p> <p>しかしながら、当該稼働率の算定は、施設ごとの利用可能日に1コマでも利用実績があれば実績日数1日としてカウントしており、実際にはすべての施設において午前・午後・夜間の3コマが利用できることを考えると、実態を表した正確な稼働率の算定となっていない。利用前後の準備や清掃のため利用できないコマもあるが、これらも含め利用と考えれば、コマ数での稼働率算定ができるのではないか。</p> <p>施設稼働率は、指定管理業務の評価にあたって数値目標として参照されるものでもあり、より実態に即した正確な稼働率の算定と情報提供が望まれる。</p>	P58	検討中	<p>国等の調査で用いる施設稼働率は主に日単位であり、現在利用している貸館管理システムでは、コマ数カウントでの稼働率算定に対応していないため、システム改修等が必要となる。</p> <p>コマ数単位での稼働率算定については、改修費用等を勘案しつつ、検討していく。</p>	令和2年 3月	文化政策課
意見	<p>②指定管理者による労働関係法令の遵守について</p> <p>指定管理者の労働条件への配慮規定については、指定管理者が作成する事業計画書に記載があるものの、指定管理者を募集する際に示す募集要項や県と指定管理者とで締結する協定書には記載がない。</p> <p>労働環境の悪化は県民サービスの質や利用者の安全確保にも影響しかねない重大な問題であることから、県としても募集要項及び協定書の中において、労働基準法等の労働関係法令を遵守する旨を具体的に定め、予め指定管理者に明示する対応が望まれる。</p>	P58	措置完了	<p>次期指定管理期間(令和4～8年度)の募集要項及び協定書から記載することとした。</p>		文化政策課
意見	<p>③指定管理者の業務のモニタリングについて</p> <p>当該施設の担当課による視察に関して、チェック項目等を定めるなど視察によるモニタリング方法を定めた基準等は特に設けられていない。また、指定管理者が個人情報適切に取り扱っていることを確認した記録も残っていない。</p>	P59	措置対応中	<p>他部局の例を参考に視察項目をチェックリスト化する。</p>	令和2年 3月	文化政策課

	<p>一方で、例えば、指定管理者による再委託に関して、県では、当該施設での打合せ等の際に、再委託業者からの報告書等を確認するなど、現に視察によるモニタリングは実施されている。</p> <p>数年で担当がローテーションすることを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましいと考える。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。</p>				
意見	<p>④外部評価委員会の評価結果への対応について</p> <p>外部評価委員会の評価結果の伝達にあたっては、評価点とともに「評価に関する意見」が示される。当該意見は、評価結果の根拠を示すばかりか、指定管理者に対する様々な意見や提案がなされており、今後どのように対応するか、解決するまで継続的に検討し、履歴を残していくことが有益と考える。</p> <p>現状は、次回の評価委員会において対応状況を口頭で報告する方法に留まっているため、文書で報告するなど改善が望まれる。</p>	P59	措置完了	<p>今年度実施した指定管理者評価委員会から、前年度の評価委員の意見に対する対応状況を様式化し、委員に対して文書で報告した。</p>	文化政策課
意見	<p>⑤指定管理者評価委員会による年度評価の実施時期について</p> <p>直近3年間の年度評価は、いずれも翌年度がスタートしてから5ヶ月以上経過しており平成29年度に至っては約9ヶ月後に実施されている。</p> <p>「手引」では年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅すぎると言わざるを得ない。</p> <p>担当課によれば、平成29年度は評価委員の候補者が7月に決定し、そこから各委員の承諾と日程調整を行ったため、評価の実施が12月になったとのことであるが、評価委員の選定期間も含め、外部評価に期待されるPDC Aサイクルが有効に機能させるよう体制を見直す必要がある。</p>	P59	措置対応中	<p>今年度は8月に昨年度評価を実施するが、来年度以降はより早い時期に実施できるよう調整する。</p>	令和2年度 文化政策課

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期・完了予定時期	担当課
区分	内容					
E 静岡県舞台芸術公園						
意見	<p>①施設の活用方法の検討</p> <p>当該施設は、端的に言えば、SPACが芸術活動を行うために税金を使って維持管理している特殊な施設であり、一般的な都市公園などと比べても一般利用者数は非常に少ない。しかも、肝心の専用使用者であるSPACも年間の半分以上を使用していない施設もある。</p> <p>一方で、当該施設は、SPACの公演が行われるグランシップの劇場からも、日本平山頂の展望施設からも近く、劇場公演の観客や日本平山頂の展望施設の観光客をうまく呼び込むことができれば、かなり有効な活用も期待できる場所に立地している。</p> <p>設置から20年以上が経過し、施設の老朽化も進んできており、今後、施設の改修費用も増加していくことが予想される中で、現状の活用方法のままでは、県民の理解は得にくいであろう。</p> <p>SPACは、公益財団法人という形態にはなっているが、実質的に静岡県の劇団であり、そのSPACの芸術活動の場が当該施設であるとすれば、SPACの活動はもっと積極的に県民に還元されるべきであるし、当該施設はSPACの活動を県民に還元するための場としてもっと積極的に活用できるものにしていくべきである。</p> <p>担当課は、当該施設の本来の目的であるSPACの芸術活動の場としての機能を維持することを考慮しながらも、より積極的な一般利用の方法、県民への還元の方法を検討すべきである。</p> <p>また、現状では、SPACの専用使用を前提としていることから、公園の使用者であるSPACが当該施設の指定管理業務を担うという特殊な状況にある。今後、公園の一般利用が進み、公園の位置づけの見直しが必要となる場合には、指定管理者についても、必ずしもSPACでなくてもよくなることも考えられるため、その際には、指定管理者の選定方法についても見直すべきである。</p>	P70	措置対応中	<p>平成30年度に県と指定管理者とで舞台芸術公園利活用検討会議を立上げ、公園の利活用方法、県民への還元方法について検討を行っている。</p> <p>今年度から、県民参加イベントの企画、案内看板の改修等を実施することとし、今後も継続して利活用に取組んでいく。</p>	令和2年3月	文化政策課

意見	<p>②警備に関する支出の見直しについて 当該施設では、365日、24時間体制で警備員を配置しており、施設正面入口から外部に対する一定の牽制効果が期待できるほか、SPACのスタッフ・宿泊者・園地散策者等を含めた施設利用者からの様々な連絡を受け付ける第一の窓口になっている。</p> <p>しかし、その反面、監視カメラもなく、樹木も多い見通しの悪い広い園内で本当に必要としているレベルの警備ができているのか、という疑問もある。</p> <p>担当課は、警備体制のあり方と警備に関する費用対効果について再検証すべきである。</p>	P71	検討中	警備体制の現状と課題を整理し、対策について指定管理者と協議する。	令和2年 3月	文化 政策課
意見	<p>③評価委員会による年度評価の実施時期について 外部評価委員会が翌年度の後半に実施されている。「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅いと言わざるを得ない。外部評価に期待されるPDCAサイクルが有効に機能させるように体制を見直す必要がある</p>	P72	措置 対応中	今年度は8月に昨年度評価を実施するが、来年度以降はより早い時期に実施できるよう調整する。	令和 2年度	文化 政策課

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期・完了予定時期	担当課
区分	内容					
F 静岡県立水泳場 G 静岡県富士水泳場						
意見	<p>①選定基準及び審査項目・配点について</p> <p>『手引』によれば、募集要項には選定に係る審査項目及び配点を記載する必要がある。第4期(平成30～令和4年度)の募集(平成29年9月実施)において、現指定管理者の管理実績が優秀な場合に「期間評価」として加点する旨が記載されているが、当該加点配分の明記がなかった。</p> <p>「期間評価」の加点配分実績は10点であり、その他の配点合計(100点)の1割相当となっている。選定における事務の透明性を確保するためにも、「期間評価」の加点配分については、あらかじめ募集要項に明記しておくことがのぞましい。</p>	P85	措置完了	<p>次回の募集要項から明記することとした。</p>		スポーツ振興課
意見	<p>②施設のあり方の検討について</p> <p>県立水泳場は高校総体(平成3年開催)、富士水泳場は国体(平成15年開催)における競技会場として整備された施設であり、いずれも50mと25mの競泳用プール及び飛込プールという同スペックの設備を有している(すべて公認プール)。</p> <p>施設の設置目的は、第一に「競技力の向上」、二次的に「県民一般の健康増進とスポーツ振興」がある。そのため、利用においては競技者の利用が優先されている。また、一般開放分を含めると、平成29年度にはいずれの施設も年間10万人を超える利用があるが、減免利用者が多いため、収支の改善に結びつかない特徴がある。平成29年度における施設全体の収支(県と指定管理者の連結収支)は、県立水泳場で158,736千円、富士水泳場で204,886千円、合計363,622千円の支出超過で、同様の機能を持つ施設を重複して保有することで県の負担は2倍になっている。</p> <p>県立水泳場は建設から約30年、富士水泳場も16年経過し、各所に経年劣化が見られ、今後、更なる修繕費用や設備更新等が必要と見込まれる。現在の施設を維持していくのか、設置目的を見直して施設の集約やダウンサイジングを図っていくのか、県スポーツ</p>	P85	検討中	<p>平成30年度に実施した劣化診断の結果を元に、中期維持保全計画を策定中である。</p> <p>中期維持保全計画を踏まえ、補修の年次計画を具体化する過程で、施設の設置目的や規模など、長期的視点で今後の方向性を検討していく。</p> <p>静岡県スポーツ推進審議会等を活用し、施設全体の収支、競技人口や本県の地理的特性、他の競技施設の設置状況等を踏まえ、慎重に検討していく。</p> <p>また、次期、指定管理募集時期となる令和4年度に向け行政経営課が進める静岡県公共施設等総合管理計画とも整合を図っていく。</p>	令和4年3月	スポーツ振興課

	<p>推進審議会等を活用し、長期的な視野で今後の方向性を慎重に検討していく必要がある。</p>					
意見	<p>③コンセッション事業の導入可能性の検討について</p> <p>当該施設では、制度の標準期間である5年を採用していることから、指定期間が短く、長期的な視野に立った提案を受けにくいことが課題である。</p> <p>第4期(平成30～令和4年度)募集において、応募者(現指定管理者)から施設整備に関する提案を受け、トレーニング室のリニューアルやWi-Fiの整備等が進められ、施設の利便性が図られてきたところであるが、指定期間が今よりも長く設定されれば、より長期的な投資提案を受けられることも期待される。</p> <p>指定管理者制度以外の官民連携制度にコンセッション方式があるが、コンセッションによれば、数十年という長期契約も可能となることから事業者の裁量は広がり、中長期の設備更新という行政課題についても、民間ノウハウを生かした提案を受けられる可能性が出てくる。</p> <p>文部科学省の「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」最終報告でも、スポーツ施設におけるコンセッション制度導入のメリット等が示されており、たとえ独立採算が見込めない施設であっても、公的負担の抑制効果が出れば有用であることから、当該施設に最も適合する官民連携制度を研究し、効率的な経営の仕組みを構築していくことを検討されたい。</p>	P86	検討中	<p>②の施設のあり方検討(施設の設置目的、規模など)と併せて、公費負担の抑制効果、競争性確保によるサービス向上効果を総合的に勘案し、施設に最も適合する官民連携制度を研究する。</p> <p>次期、指定管理募集時期となる令和4年度に向け検討していく。</p>	令和4年3月	スポーツ振興課
意見	<p>④ネーミングライツ等の他の収益獲得施策の立案について</p> <p>スポーツ庁では、スポーツ施設の収益拡大施策についての各自治体の取組事例を紹介しており、ネーミングライツによりスポンサーを募る公共施設等の例も散見される。</p> <p>安全なスポーツ施設を持続的に運営していくためには、何よりも安定した財源の確保が課題であり、コンセッション事業の導入等の官民連携による効率的な経営の仕組みを考えるととも</p>	P86	検討中	<p>現在、2施設とも土地を市から無償で借用していること、富士水泳場については、オリンピック関連イベントの誘致を目標している施設であることから、ネーミングライツについては、公募の対象外施設とされている。</p> <p>現在は、要項により禁止行為としている広告等の掲示については、近年</p>	令和4年3月	スポーツ振興課

	<p>に、施設の設置者である県が、施設が潜在的に有する収益性を見出して、これを活用していく施策を立案していくことも重要である。ネーミングライツのように施設そのものに係るもののほか、施設内外の看板設置による広告収入策や、寄付金の募集、基金の創設等の一層の財源確保に取り組まれない。スポーツ競技は、官民間問わず、企業広告や協賛の対象となることが多いことからさまざまな事例があるため、これらを検証し、当該施設にふさわしい方法を研究する必要がある。</p>		<p>の公共施設の運営手法の多様化の状況を踏まえ、財源確保の観点から、次期、指定管理募集時期となる令和4年度に向け検討していく。</p>		
意見	<p>⑤評価委員会による年度評価の実施時期について 外部評価委員会が翌年度の後半に実施されている。「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅いと言わざるを得ない。外部評価に期待されるPDCAサイクルが有効に機能させるように、体制を見直す必要がある。</p>	P87	措置完了	<p>監査の結果を踏まえ、今年度の評価委員会は6月27日に実施した。 来年度以降も6月を目処に開催し、PDCAサイクルを有効に機能させる。</p>	スポーツ振興課

監査結果		措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課	
区分	内容 報告書の該 当ページ					
H 静岡県立富士見学園						
意見	<p>①施設のあり方について</p> <p>当該施設では、社会環境の変化により、入所者の障害程度が重度化し、施設に求められる役割が変化中、定員数や提供サービスの見直しなどで対応している。</p> <p>しかしながら、入所者の障害程度の重度化が進む中で、施設機能が建具等の破壊や漏便に備えた仕様になっていないことや、入所者の重度化に対応した支援を行うために人員を配置することによって、指定管理料収入を含めても、施設単体での運営収支が赤字になっていることなどの課題が認識されている。</p> <p>そのため、当該施設は、「今後維持すべき施設の機能(施設のあり方)」という根本的な部分について、見直しの必要性が生じている状況にある。</p> <p>今後のあり方としては、大きく分けると、県有施設として継続するのか、民営化するのかの2つの選択肢が考えられる。</p> <p>県有施設として指定管理者制度を継続する場合、利用期間の見直しなどのニーズ変化への更なる対応だけでなく、個室化などの環境整備を実施して施設機能の不適合を解消する必要がある。そのためには、大規模な改修・改築工事が想定されるが、現時点で不適合になっている部分を直すだけでなく、将来に渡って長期的に県有施設として維持していく計画の下、施設を再設計し、多額の改修費用の財源確保が必要となる。</p> <p>一方、民営化する場合には、まず収支の改善を図らなければ、引受先が現れないという問題がある。富士見学園は、施設としての特殊性により、人件費率が高くなっていることが赤字の主な要因と考えられる。これを解消するためには、施設の運営方法・機能の見直しが必要になるが、その場合には、これまでの施設の目的や役割を維持することができなくなることも想定される。</p> <p>いずれにしても、施設のあり方について、幅広い合意形成を図りながら、引き続き検討することが必要と考える。</p>	P97	措 置 対 応 中	<p>富士見学園のあり方について検討を深めていく中で、知的障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、施設のあり方にとどまらない幅広い議論が必要であることが明らかになった。</p> <p>については、学識経験者や保護者団体、障害者施設団体等の関係者からなる「知的障害者支援のあり方検討会」を開催し、その中で、富士見学園の今後のあり方についても検討を深めていく。</p>	令和元年 10月	障害者 政策課

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
I 静岡県沼津労政会館・静岡県静岡労政会館・静岡県浜松労政会館						
意見	<p>①施設のあり方について</p> <p>当該施設は、昭和 30 年頃に設置されたが、主な事業は会議室等の貸出であり、労働関係者の割当な利用をもって“労働者福祉の増進”とはいいがたく、労働者に関する社会情勢も大きく変わる中で、設置目的自体が社会的ニーズに合わなくなっているかもしれない。</p> <p>より多くの県民に利用されてこそ施設の存在意義がある。また静岡労政会館は男女共同参画センター(あざれあ)と貸会議室機能が重複している。</p> <p>施設の老朽化が進む中で、長寿命化対策や建替等の検討の時期が来ている。現状のまま維持し続けるか、他の県有施設との統廃合に進むかなど、長期的な視点での方向性の検討とスケジュールの提示が求められるのではないか。</p> <p>こうした方向性の検討の前提として、会館の利用促進に向け、施設の効用を最大限に発揮できる運営がなされているか、定期的に検証していく必要がある。</p>	P107	措置 対応中	<p>労政会館の設置目的を果たしつつ効用を最大限に発揮させることが求められるが、館ごとに築年数や労働関係団体の入居など状況が異なるため、それぞれの状況を踏まえつつ将来的なあり方を検討していくことが必要である。</p> <p>施設の効用が最大限に発揮される運営については、外部委員からなる評価委員会を活用し、会館の利用状況や利用促進策について引き続き評価しチェックしていく。</p> <p>さらに、施設の長寿命化や他施設との統合など将来的な方向性については、県有施設全体のファシリティマネジメントを踏まえる必要があることから、全体の方向性の検討に合わせて進めていく。</p>	令和 2 年 3 月	労働 雇用 政策課
意見	<p>②指定管理者の業務のモニタリングについて</p> <p>毎月の会議や年 1 回の帳簿類等の調査について、項目を定めた上で実施し記録しているが、一部の事項について具体的な視察内容が不明瞭であり、視察項目をチェックリスト化している他部局を参考に、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましい。</p>	P108	措置 完了	<p>平成 30 年度の実地調査に際し、従来から定めている調査項目を基にチェックリストを作成し、調査を実施した。</p> <p>また、他施設のチェックリストを参考に不足項目を確認するとともに、実地調査においてチェック内容等を検証し、リストの改善を図ることとした。</p>		労働 雇用 政策課
意見	<p>③指定管理者の評価について</p> <p>ア. 外部評価委員会の評価結果について</p> <p>評価委員会における評価委員のコメントを、指定管理者が対応すべきものと県が対応すべきものとに明確に区分し、評価をまとめる際には、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。</p>	P108	措置 完了	<p>ア. 令和元年 7 月開催の評価委員会の評価から、指定管理者が対応すべきものと県が対応すべきものとを区分して評価結果に表示することとした。</p>		労働 雇用 政策課

	<p>イ. 評価票による評価とコメントについて</p> <p>評価票では委員が項目別に点数をつけるが、最終的にはすべての項目の合計平均点で総合評価しており、総合評価のみならず項目別に今後の取扱いを検討すべきと考える。また、評価委員のコメントについて、今後どのように対応するか、解決するまで継続的に検討し、履歴を残していくことが有益と考える。</p>			<p>イ. 令和元年7月開催の評価委員会の評価から、総合評価と併せて項目別の評価結果を表示するとともに、改善状況を経年的に把握できるよう資料を見直し、次年度以降も継続的に評価していく。</p>		
意見	<p>④施設の稼働状況のデータ分析について</p> <p>当該施設は県営の貸会議室であり、民間よりも割安な料金設定を実現するために税金で運営費を賄う以上、より多くの利用者に活用されなければ当該施設の存在意義はないと言え、利用者数は非常に重要な意味がある。</p> <p>また、会議室の時間帯別の稼働状況は、新たに指定管理申請を検討する業者・団体にとっても非常に重要な情報である。</p> <p>当該施設の長期的な方向性等を検討するうえでも、会議室別・時間帯別の稼働状況を把握する体制を早急に構築する必要がある。</p>	P109	措置完了	<p>平成30年12月に開催した指定管理者との月例会議において、会議室別・時間帯別の利用状況の集計方法について協議し、県への報告様式を改正した。</p>		労働雇用政策課
J 静岡県医療健康産業研究開発センター						
意見	<p>①施設の利用状況と維持管理について</p> <p>施設目標である製品化及び共同研究数は入居企業の努力が強く影響するため、指定管理者の目標として直接的ではない。</p> <p>指定管理者の活動に沿った目標設定や評価を行うのが望ましい。</p>	P118	措置完了	<p>平成31年度の事業実施計画書において、入居者との面談件数、紹介件数など、新たに指定管理者の活動に沿った補完数値の設定を行った。</p>		新産業集積課
意見	<p>②指定管理者の業務のモニタリングについて</p> <p>月次報告書並びに業務仕様書に基づく業務遂行の状況について業務日報の確認を行っているが、年次報告書による事業内容確認時の様に視察項目を文書化しておくことが望ましい。</p>	P118	措置完了	<p>平成30年9月分月次報告書から視察項目の文書化を行い確認を実施している。</p>		新産業集積課
意見	<p>③評価結果の公表について</p> <p>評価委員会による評価について、現在、外部公表の対象は総合評価のみである。各評価項目の評価点についても公開し、委員コメントも各評価項目と紐づけて表示することが望ましい。</p>	P118	措置完了	<p>令和元年6月24日に実施した平成30年度分事業評価委員会の評価について各評価項目毎の評価点及び委員コメントの各評価項目への紐付けを行い公表した。</p>		新産業集積課

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期・完了予定時期	担当課
区分	内容					
K 静岡県富士山こどもの国						
意見	<p>①施設のあり方について</p> <p>平成16年以降の利用数の推移を見ると、年度によって若干の増減はあるが、平成25年度以降は、利用者数は緩やかに減少している傾向にあり、少子化により、今後、ますます利用数の低下が進んでいくことが予想される。</p> <p>一方、平成27・28・29年度の収支状況を見ると、指定管理業務については、県が負担する修繕費や施設の減価償却費を除いても、毎年、3億円以上の赤字になっており、この赤字を指定管理料という名目で税金を使って補填しているという構造になっている。平成29年度について具体的に数字を示すと、指定管理業務については、392,078千円の費用(県が負担する修繕費や施設の減価償却費を除く)に対して、利用者からの料金収入は69,022千円しかないため、利用者一人当たり1,282円の赤字、利用者負担率は17.6%ということになる。</p> <p>これらの状況から、当該施設については、利用者数を増加させ、収支の改善を図ることが課題であると考えますが、平成26年度の募集要項(資料編)から平成22年度から25年度の月別・利用者の属性別の入園数を見ると、利用者が、小学生以下の子供とその引率者・保護者に偏っていることと、冬の利用が少ないことから、中学生以上の若者や、高齢者などもターゲットにすることや冬の稼働を検討する余地があると言える。</p> <p>利用者層の拡大については、施設の内容を見ると、必ずしも、小さな子供とその家族に限らず、中高生以上の若者や一般成人向けのキャンプ場や、高齢者向けの健康増進のためのアクティビティなどにも利用できるのではないかとと思われるが、当該施設の設置目的が、子供の育成のためとなっており、まずは、当該施設の設置目的の対象を子供に絞り込む必要があるのか、とい</p>	P128	措置対応中	<p>県は、利用者数の増加について、指定管理者と連携し、幅広い年齢層の利用に向けて、新たに音楽や映画、多彩なアクティビティが体験できる「FUJI&SUN'19」を誘致したほか、平成27年度から取り組んでいる、高齢者を対象としたイベントの拡充を進めていく。</p> <p>また、次回指定管理者の募集・選定の際(令和2年度～)に、民間のノウハウをより発揮できるような視点を取り入れ、年間を通じた利用の増加が図られるよう取り組む。</p>	令和2年 3月	公園 緑地課

	<p>うことから見直す必要がある。また、「こどもの国」という施設名も、中学生以上には幼稚な印象を与えてしまっていて、敬遠されているのではないかとと思われる。</p> <p>冬の稼働については、前述の利用者の拡大と合わせて、イベントの企画や施設内容の充実を図る積極的な見直しと、休業日を増やして経費の圧縮を図る消極的な見直しが考えられる。</p> <p>また、現在の指定管理者を募集した際、指定管理者に選定された小泉アプリカ・ライオン・サファリ(株)と次点だった(株)フジヤマリゾートはいずれも、近くでレジャー施設を運営している(前者は富士サファリパーク、後者はぐりんぱ・イエティ)。これら、レジャー施設の運営について実績を有する事業者が意欲的に応募してきたことを鑑みると、有料のレジャー施設的な要素を有する当該施設の特性から、さらに民間のノウハウを発揮すべき余地はあると考えられる。</p>					
意見	<p>②外部評価委員会の評価結果について 外部評価結果報告書を見ると、「公園の維持管理に係る協議の場の必要性」(平成27年)、といった項目が記載されているが、これは指定管理者と県との機能的な役割分担を明確にする上で重要であると考えられる。</p> <p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。</p>	P129	措置完了	<p>外部評価委員による外部評価は、指定管理者による県営都市公園の運営が評価の対象であるが、指定管理者限りでは対応できない施設の更新等について意見が出された場合は、県が対応すべき事項を、評価をまとめる際に分けて表示し、県が作成する施設の更新計画等において検討していくこととした。</p>		公園緑地課

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
L 静岡県草薙総合運動場						
意見	<p>①外部評価委員会の評価結果について</p> <p>外部評価結果報告書を見ると、改善事項として「施設の老朽化対策・安全性の確保」(平成29年度)や、機能別の評価として「ユニバーサルデザインの観点での施設改修」(平成29年度)といった項目が記載されているが、施設の改修についての課題は、指定管理者だけではなく県も対応すべき事項である。</p> <p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。</p>	P139	措置完了	外部評価委員による外部評価は、指定管理者による県営都市公園の運営が評価の対象であるが、指定管理者限りでは対応できない施設の更新等について意見が出された場合は、県が対応すべき事項を、評価をまとめる際に分けて表示し、県が作成する施設の更新計画等において検討していくこととした。		公園緑地課
M 遠州灘海浜公園						
意見	<p>①無料利用者数の把握について</p> <p>公園緑地課では、当該施設の他にも複数の公園を所管しており、公園によって施設内容や指定管理者が異なることから、管理運営のやり方も多少異なるのは当然であるが、監査の結果、無料公園施設の利用者数のカウント方法も施設によってかなり差があることがわかった。</p> <p>当該施設では、競技会での有料施設の利用者や、フリーマーケットなどのイベントの利用者数だけを集計しており、公園内を散策している人などはカウントしていないが、同じ公園緑地課所管の草薙総合運動場では、公園内を散策している人についてもカウントしている。施設内容や立地に違いがあるとは言え、当該施設の利用者数が少な</p>	P149	検討中	無料公園施設の利用者数については、公園によって施設内容や立地に違いがあり、算定が難しい側面があるが、公益性を図る上で重要な指標となり得るので、指定管理者と協議し、カウント方法を検討していく。	令和2年 3月	公園緑地課

	<p>い理由の1つには、こうしたカウント方法の影響も少なくないと考える。</p> <p>都市公園は、基本的に利用者から利用料金を徴収できない施設であり、公益性の観点から税金を使って維持管理されるものである。利用者数はその公益性を図るうえで最も重要な要素であるから、担当課は、利用者数のカウント方法について、ある程度統一的な考え方を検討し、各指定管理者に示すべきである。</p>				
意見	<p>②指定管理者によるプロポーザルの実行状況の評価について</p> <p>現指定期間(平成28年度～令和2年度)の募集・選定の際に、現在の指定管理者から、上水から井水への切り替えや植物性廃棄物の園外搬出処分に係る経費の削減等のプロポーザルがあり、それが選定時の評価ポイントにもなっている。</p> <p>しかし、外部評価委員会における評価項目には、当該項目の設定がなく、上記プロポーザルの実行状況に対して明確に評価が行われた形跡を確認できない。</p> <p>選定時の評価ポイントにもなっているプロポーザルについては、より確実に評価されるように、評価委員会での評価項目に明確に加えておく必要がある。</p>	P149	措置完了	<p>プロポーザル内容の実施状況については、外部評価委員会における指定管理期間全体の評価の際の評価事項とすることとした。</p>	公園緑地課

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期・完了予定時期	担当課
区分	内容					
○ 静岡県立朝霧野外活動センター						
指摘	<p>①休所日の取扱いの見直しと職員の勤務状況のモニタリングについて</p> <p>条例で教育委員会が特に必要があると認めた場合を除き、月曜日は休所日であるが、平成 29 年度は 49 日中 27 日が開所している。</p> <p>担当課も、開所日の増加を指定管理者制度導入によるプラス効果と評価しているが、逆に職員の連続勤務につながり、人件費の問題とあわせて、新規参入者の障壁になり、ひいては、施設存続のリスクになっていることにも目を向ける必要がある。</p> <p>また、担当課は、開所日の承認の際に職員の勤務状況の悪化が懸念できたはずであるが、十分なモニタリングをしていなかった。</p> <p>担当課は、まずハイシーズンとオフシーズンの休所日の扱いを明確にしたうえで、指定管理者からの月次報告に翌月の勤務予定と当月の勤務実績を提出させ、職員の勤務状況を確認すべきである。</p>	P174	措置対応中	<p>指定管理者は、2019 年 4 月 1 日から 1 年単位の变形労働時間制を導入するとともに、職員と労使協定を締結し、各月の所定労働時間などの勤務条件を定めた。</p> <p>また、利用予約のない開所日は休所日に変更し、閑散期の受入れは原則として開所日とするなど、休所日の取扱いを見直しする。</p> <p>担当課は、休所日の変更申請を受けた際、変更の必要性を厳密に確認する。</p> <p>また、月次報告の際、翌月の勤務予定及び当月の勤務実績の提出を求め、勤務状況の把握を行う。</p>	令和 2 年 3 月	社会教育課
意見	<p>①個人情報の管理方法の見直しについて</p> <p>個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課と指定管理者が連携して次の対応をしていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検 指定管理者によるチェック(方法・時期等)の総点検 個人情報取扱規程の整備 担当課によるチェック(方法・時期等)の総点検 チェック記録の整備 	P175	措置対応中	<p>指定管理者は、個人情報取扱規程及び当該規程に準じた管理体制を整備する。</p> <p>担当課は、指定管理者が策定する規程及び管理体制に対して指導・助言を行うとともに、定められた内容に沿った管理がなされているか定期的に確認を行う。</p>	令和 2 年 3 月	社会教育課
意見	<p>②収支計算の見直しについて</p> <p>指定管理者制度導入以降に人件費が大きく減少し、このままでは指定管理者の引受先がなくなり、事業を継続できなくなるリスクがある。</p> <p>これに対して、単純に人件費を増額すればいいのではなく、収支計算について総合的に見直していくべきである。具体的なポイントとしては、次のような点が考えられる。</p>	P176	検討中		令和 2 年 3 月	社会教育課

<p>ア. 利用料金と自主事業の利用料減免の見直しについて</p> <p>県(税金)と利用者による施設の維持管理コストの負担状況と、利用者1人当たりの負担金額を比較すると、税金負担額が大きいことがわかる。</p> <p>当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の低さと減免対象の割合が大きいことにある。</p> <p>利用料金については、担当課によって平成26年度に見直しが検討され、他の都道府県にある同様の施設の料金との比較も行われているが、利用者収入を増やすためにはどこを見直すべきか、といったアプローチではなく、現行の料金設定を継続する理由付けに終わっている。しかし、スケートリンクの利用料金の設定など再度検討すべき余地があると考えられる。</p> <p>たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状況を把握することや、料金区分別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。</p> <p>減免については、自主事業における利用料負担を見直すべきである。</p> <p>イ. 支出項目の見直し</p> <p>スケートリンクの保守管理費用が多額で、かつ限られた利用者が追加負担ゼロで利用していることについて、スケートリンクを存続する意義について検討すべきである。</p> <p>ウ. 指定管理料の上限額の算定方法</p> <p>指定管理料の上限額の算定は、概ね過去4年間の実績平均に基づいて算定されており、指定管理者の経営努力分などの分析は行われていなかった。次の指定期間(令和2年度から)の上限額の算定には、『手引』に従って、指定管理者の経営努力分の分析を行い、特に、人件費については、将来にわたって持続可能な体制を維持するために積極的に見直しを行う必要がある。</p>	<p>ア. 他県施設の利用料金や減免基準、利用者の負担割合などを分析し、利用料金等を見直しを検討する。</p> <p>イ. スケートリンクは、冬季の利用推進に寄与しており、設備も比較的良好的な状態であることから、引き続き活用を図っていく。</p> <p>また、スケートリンクに対して個別に利用料金を設定することについては、利用料金等を見直しと併せて検討する。</p> <p>ウ. 新たな指定管理者の公募に向け、人件費の見直しなど、上限額の算定方法を検討する。</p>		
---	---	--	--

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
P 静岡県立三ヶ日青年の家						
意見	<p>①個人情報の管理方法の見直しについて</p> <p>個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課と指定管理者が連携して次の対応をしていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検 ・指定管理者によるチェック(方法・時期等)の総点検 ・個人情報取扱規程の整備 ・担当課によるチェック(方法・時期等)の総点検 ・チェック記録の整備 	P189	措置対応中	<p>指定管理者は、個人情報取扱規程及び当該規程に準じた管理体制を整備する。</p> <p>担当課は、指定管理者が策定する規程及び管理体制に対して指導・助言を行うとともに、定められた内容に沿った管理がなされているか定期的に確認を行う。</p>	令和2年 3月	社会教育課
意見	<p>②外部評価委員会の評価結果について</p> <p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には分けて表示するべきである。</p>	P189	措置完了	<p>令和元年度の外部評価委員会から、評価を指定管理者が対応すべきものと県が対応すべきものに区分して評価結果を表示することとした。</p>		社会教育課
意見	<p>③収支計算の見直しについて</p> <p>施設全体の収支差額合計は1億円を超える赤字で推移しており、継続的に、収支の見直しを検討するべきである。具体的に見直すポイントとしては、利用料金の利用料減免の見直しが考えられる。</p> <p>県(税金)と利用者による施設の維持管理コストの負担状況と、利用者1人当たりの負担金額からすると、利用者負担額に比べて税金負担額が大きいことがわかる。当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の</p>	P189	検討中	<p>他県施設の利用料金や減免基準、利用者の負担割合などを分析し、利用料金等の見直しを検討する。</p>	令和元年 12月	社会教育課

<p>低さと減免対象の割合が大きいこと にある。</p> <p>利用料金については、担当課によ って平成 28 年度に見直しの要否が検 討されていて、他の都道府県にある 同様の施設の料金との比較も行われ ているが、利用者収入を増やすため にはどこを見直すべきか、といった アプローチではなく、今の料金設定 を見直さなくてもいいとする理由付 けに終わっている。たとえば、他の 施設との比較であれば、利用者 1 人 当たり指定管理料や利用者負担率と いった全体の収支計算から当該施設 の状況を把握することや、料金区分 別の利用者数をもとに利用者収入の シミュレーションをすることも考え られる。</p>				
---	--	--	--	--